

令和5年度 公共浄化槽等整備推進事業(公設)の分担金等一覧

単位:円

No	市町村名	本体工事費の分担金			使用料			備考
		5人槽	7人槽	10人槽	5人槽	7人槽	10人槽	
1	新潟市	120,000	150,000	190,000	3,674	4,202	5,038	①整備区域 ・市長は、公設浄化槽の整備の対象となる区域を定め、これを告示する。 ②使用料金：税込料金
2	長岡市	150,000	190,000	260,000	2,800	3,600	4,200	①処理区域 ・市が設置する浄化槽は、市が指定した整備区域内（山古志地域と川口地域の一部）の住宅のみ ②使用料金 ・使用料の月額は、左記の金額に消費税率を乗じて得た額（1円未満切捨て）
3	南魚沼市	15人槽以下 220,000	16～20人槽 293,700	21～25人槽 349,100	(備考参照)			①処理区域 ・下水道法の認可を得た事業計画において定められた予定処理区域、及び南魚沼市農業集落排水施設設置条例により定められた処理区域を除く区域 ②市の負担・管理部分 ・流入枡、浄化槽本体及び放流先までの配管（宅内配水設備の流入枡までは個人負担） ・プロワの配管、本体、電気設備（電源） ③使用料金 ・使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定める金額をもって算定した額から別表第2に定める金額（電気料金）を減じた額。 （別表第1） ・基本料金 1,925円 ・超過料金 10㎡を超える分 1㎡につき192円 （別表第2）略
4	十日町市	300,000	300,000	300,000	下水道使用料			①処理区域 ・下水道法の認可を得た事業計画において定められた予定処理区域、及び十日町市農業集落排水処理施設条例により定められた処理区域を除く区域 ②使用料 ・下水道使用料
5	糸魚川市	180,000	180,000	240,000	使用実績			①整備対象区域 ・市長は浄化槽の整備対象区域を定めたときは、これを告示する。 ②使用料金 ・基本料金10㎡まで1,612.3円。超過料金1㎡につき、11㎡～30㎡まで164.1円
6	刈羽村	150,000 +加算	150,000 +加算	150,000 +加算	使用実績			①事業実施形態 刈羽村農業集落排水事業の一環として実施 ②浄化槽設置対象地域 ・設置予定の土地の周囲に下水道本管がない場合 ③加算金 ・アパート等に設置の場合 ④使用料金 ・月額 1,650円 10㎡まで 超過 176円 1㎡ごと
7	出雲崎町	—	—	—	使用実績			①新規の設置 ・新規の設置は無し ②使用料金（税込料金） ・基本料金10㎡まで1,870円。超過料金1㎡につき、187円

※ 紙面の制約から11人槽以上は省略しています。